

海洋環境保護委員会第73回会合（MEPC 73）

主な審議事項

【日 程】平成30年10月22日（月）～26日（金）（於IMO本部）

【議 題】

- 議題1 議題の採択
- 議題2 他の機関の決定
- 議題3 義務要件の検討・採択
- 議題4 バラスト水中の有害水生生物
- 議題5 大気汚染及びエネルギー効率（EEDI、最低出力、SOx、NOx等）
- 議題6 国際海運のエネルギー効率向上のための技術的・運航的手法（DCS）
- 議題7 船舶からのGHG排出削減（GHG削減戦略）
- 議題8 船舶からの海洋プラスチックごみ対策のためのアクションプラン策定
- 議題9 北極海域における重質燃料油の使用・保持リスクの削減策
- 議題10 特別海域（SA）・排出規制海域（ECA）・特別敏感海域（PSSA）の指定・保護
- 議題11 汚染防止・対応（PPR小委員会からの報告事項）
- 議題12 その他の小委員会からの報告
- 議題13 海洋環境保護のための技術協力活動
- 議題14 新たな対策の実施のための能力構築
- 議題15 委員会・小委員会の作業計画（バラスト水に関する新規議題提案）
- 議題16 委員会の作業方法の適用
- 議題17 議長・副議長の選出
- 議題18 その他（水中騒音等）
- 議題19 委員会の報告書の検討

1. 国際海運における地球温暖化対策について

(1) 温室効果ガス（GHG）削減戦略関係

本年4月のMEPC 72において、国際海運セクターの①2030年までに平均燃費40%改善、②2050年までにGHG総排出量50%削減、③今世紀中のGHGゼロ排出といった削減目標等やその実現のための対策候補を盛り込んだ「GHG削減戦略」が採択されました。今後、この実現に向け、各種対策を検討し、実施することとなっています。

今次会合では、各種対策の実施に向けた今後のアクションプラン（作業行程表）を審議する予定です。我が国は、今後5年以内に必要なデータ分析等を行いつつ短期対策に国際合意するためのアクションプラン案を提案しています。

(2) 新造船燃費規制（EEDI規制）関係

国際海運において、新造船に対する燃費規制（EEDI規制：2013年発効）は、右図の通り段階的に規制値が強化されることとなっています。

2025年から開始予定のフェーズ3について、我が国が中心となって、主要国や国際的な海運団体の意見をとりまとめ、他の船種と比べCO₂排出量が多いコンテナ船の適用時期を2022年に前倒しすることを提案しています。加えて、我が国は、特にCO₂排出量が多い大型コンテナ船の規制値を更に強化（基準値から40%減）に強化すること等を提案しています。

今次会合では、これらのフェーズ3の規制値・適用時期の合意に向けた審議が行われる予定です。

現行規制と日本提案の比較（大型コンテナ船）

現行規制	日本提案
基準値以上(2013～)	基準値以上(2013～)
10%以上強化(2015～)	10%以上強化(2015～)
20%以上強化(2020～)	20%以上強化(2020～)
30%以上強化(2025～)	40%以上強化(2022～)

基準値は過去10年間(1999～2008)に建造された船舶の平均値
各規制の適用時期は船舶の建造契約が結ばれた時期による

2. その他

(1) 船舶からの海洋プラスチックごみ関係

海洋プラスチックごみは、主要7か国首脳会議（G7）でも議論されるなど、国際的な環境問題として関心が高まっています。このうち、船舶からの投棄については、IMOが対策を講じており、既に国際条約により全面禁止されていますが、IMOとして、このような対策の実効性を強化すべく、船舶からの海洋プラスチックごみ対策に取り組むための「アクションプラン」を2020年までに策定することとなりました。今次会合では、船舶由来の海洋プラスチックごみの実態調査の実施や、以下の対策を検討すること等が提案されています。

- ・ 漁具へのIMO番号のマーキング義務化
- ・ 船体塗料やグレーウォーター（ふん尿以外の各種汚水）による影響の調査
- ・ 廃棄物記録簿対象船舶（現行、400GT以上外航船が対象）の拡大 等

（２）燃料油硫黄分 0.50%規制関係

健康への悪影響を及ぼす排気ガス中の硫黄酸化物（SOx）、粒子状物質（PM）を削減するため、船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度規制の強化（3.5%→0.5%）が2020年1月1日から開始されます。これに向け、今次会合では、船舶側に規制対応準備のための「実施計画」作成を促すためのガイダンスを作成する予定です。その他、一部の国から、規制の合理的な運用を図るべく、一定期間、条約の実施に関する情報をIMOに集約・検討することが提案されています。

（３）バラスト水関係

バラスト水[※]中に含まれる水生生物が本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる生態系への悪影響を防止するため、2017年にバラスト水管理条約が発効しました。今次会合では、各国政府が予め性能を確認・認定したバラスト水処理装置を船舶に搭載する際、改めて追加的な検査を実施すべきかどうかについて議論が行われる予定です。我が国は、バラスト水の採取条件や分析方法・期間等に課題があることを指摘し、そのような検査を義務化することに反対する文書を提出しています。

※バラスト水...船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「おもし」として出し入れする海水

（４）水中騒音関係

船舶からのソナー音やプロペラ音等の水中騒音が、水生生物（特に水生哺乳類）に悪影響を与える恐れがあるとして、一部の国から懸念が示されています。これを受け、2014年に、水中騒音低減のためのガイドライン（設計上の考慮やプロペラ洗浄等の対策を提示）が採択されました。今次会合では、水中騒音対策の必要性や船舶の静音技術向上等の更なる対策を呼びかける文書が提出されています。

以 上